

広島県告示第四百四十六号

平成二十六年広島県告示第四百四号で命じた次の区域に係る腐蛆病のまん延を防止するため
の蜜蜂、巣箱、巣脾その他の腐蛆病の病原体を広げるおそれのある物品等の移動及び移出
入禁止措置は、平成二十六年五月三十日に解除した。

平成二十六年六月九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

尾道市瀬戸田町御寺、名荷、林、中野、福田、宮原、荻、垂水、瀬戸田、鹿田原、沢、高
根、因島州江町、因島原町